

(1)総所得金額 (2)所 得 控 除 額

総所得金額から差し引かれる金額

課税総所得金額×税率

(3)税額控除前所得割額 (4)税額控除額等

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、 寄附金税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額 の控除等

○調整控除

町・県民税と所得税では、人的控除額(基礎控除額、配偶者控除額及び扶 養控除額等) に差があります。この差によって生じる負担増を調整するため、 町・県民税所得割額から下表の額が控除されます。

合計課税所得金額	控除される金額
200万円以下	(イ)人的控除額の差の合計額 (ロ)合計課税所得金額 ー いずれか少ない金額の5%
200万円超	{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額-200万円)}×5% ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

○寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合は当該30%に相当する金額)が2千円を超える	課税総所得金額から人的控除 差額調整額を控除した金額	割合
場合には、その超える金額の町民税は6%、県民税は4%に相当する金額	0 円以上 195 万円以下	84.895%
1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金	195 万円超 330 万円以下	79.79%
2 住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社 の支部に対する寄附金	330 万円超 695 万円以下	69.58%
3 所得税法等に規定する寄附金控除の対象のうち、 住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地	695 万円超 900 万円以下	66.517%
の道府県または市町村の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民	900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道	1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
府県または市町村の条例で定めるもの ただし1のうち特例控除対象の寄附金が2千円を	4,000 万円超	44.055%
超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分 に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税は 3/5、 県民税は 2/5 に相当する金額をさらに加算した金額	0円未満(課税山林所得金額及び課 税退職所得金額を有しない場合)	90%
(所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額)	0 円未満 (課税山林所得金額及び	
> 20 /01-11-1 \ 2 \ \text{Trial}	課税退職所得金額を有する場合)	定める割合

○住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれ ない額がある場合は、控除限度額の範囲内で町・県民税(所得割)から控除し

所得控除の計算

⑤生命保険料控除の計算

<計	算元	₹1	>	>	
n				-	

平成 24 年 1 月 1 日以降に	ニ締結した保険契約等(新契約)
支払額	控除額の計算式
~12,000 円	支払額全額
12,001 円~32,000 円	支払額×1/2+ 6,000 円
32,001 円~56,000 円	支払額×1/4+14,000円
56.001 円~	限度額 28,000 円

計昇八 1 >			<計算式 2>	
成24年1月1日以降に	:締結した保険契約等(新契約)	. 3	平成 23 年 12 月 31 日以前	(に締結した保険契約等(旧契約)
支払額	控除額の計算式		支払額	控除額の計算式
~12,000 円	支払額全額		~15,000 円	支払額全額
12,001 円~32,000 円	支払額×1/2+ 6,000 円		15,001 円~40,000 円	支払額×1/2+ 7,500円
32,001 円~56,000 円	支払額×1/4+14,000円		40,001 円~70,000 円	支払額×1/4+17,500円
56,001 円~	限度額 28,000 円		70,001 円~	限度額 35,000 円

00,001 1	1次版	10,001 1	八人限 00,000 1
	支払額の合計	計算式1・2に基づき計算した金額	Į į
新生命保険料	A	計算式1 円 イ P	イ+ロ (限度額 28,000 円) へ 円
旧生命保険料	В	計算式2 円 ロ P	ロかへのいずれか大きい金額 ト 円
新個人年金保険料	С	計算式1 円 ハ P	ハ+ニ (限度額 28,000 円) チ 円
旧個人年金保険料	D	計算式 2 円 ニ P	ニかチのいずれか大きい金額 リ 円
介護医療保険料	E	計算式 1 円 ホ P	ホ+ト+リ (限度額70,000円) ② 円

26雑損控除の計算

A 損害金額 B保険金などの補填金額 C 差	引損失額(A-B) D 総所得金額等
円 円	円 円
E (D×10%) F (C-E) GCのき	ち災害関連支出金額 H (G-50,000 円)
щ	ш

Fと H のいずれか多い方の金額を「4 所得から差し引かれる金額」の②に記入してください。

所得税法などの規定によって計算された前年の所得金額 ○給与所得金額計算表

給与等の収入	金額の合計額	給与所得の金額(給与所得控除後の給与等の金額)		
以上	未満	和子川付り並命	(和子川付任际仮の和子守の主領)	
Ö	551,000	0円		
551,000	1,619,000	給与等の収入金額	の合計額から 550,000 円を控除した金額	
1,619,000	1,620,000	1,069,000 円		
1,620,000	1,622,000	1,070,000 円		
1,622,000	1,624,000		1,072,000 円	
1,624,000	1,628,000		1,074,000 円	
1,628,000		給与等の収入金額の合計額	「A×2.4+100,000 円」で求めた金額	
1,800,000	3,600,000	を「4」で割って千円未満の 端数を切り捨ててくださ	「A×2.8- 80,000 円」で求めた金額	
3,600,000	6,600,000	い。(算出金額: A) 「A×3.2−440,000 円」で求めた金額		
6,600,000	8,500,000	「収入金額	×90%-1,100,000 円」で求めた金額	
8,500,00	0 円以上	「収入金額-1,950,000 円」で求めた金額		

○所得金額調整控除

次の1または2に該当する場合は、算出した所得金額調整控除の額が、その年分の給与所得の金 額から控除されます。(1、2の両方に該当する場合はそれらの合計額)

1. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次のイ、ロ、ハのいずれかに 該当する場合

- イ 本人が特別障害者
- ロ 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者
- ハ 扶養親族が年齢 23 歳未満

控除額= {給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円}×10% ※1円未満の端数は切り上げ

2. 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その 合計額が10万円を超える場合。

控除額= {給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) +公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円)} -10万円

○配当控除

O HU	コ 1丁 以	•						
課税所得金額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分				
種類			_		町民税	県民税	町民税	県民税
利	益(の配	当	等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨	建等以	外の証券	学投資	信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨	建等	証券技	ひ 資 信	計託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

16 地震保険料控除の計算

◎ · E成 / N/入 / TI工	71 -> HI 31-			
A 支払った旧長	長期損害保険料(年間)	B 支払った地震保険料(年間)		
	円		円	
Aの金額	C控除額	Bの金額	D控除額	
~5,000円	Aの金額 円	~50,000 円	B×1/2 円	
5,001 円~15,000 円	A×1/2+2,500 円 円	50,001 円~	一律 25,000 円	
15,001 円~	一律 10,000 円	C+D	限度額 25,000 円 円	

C+Dの金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑬に記入してください。

②医療費控除の計算

A 支払った医療費	B保険	金などの補填金額	C (A-B)	D 総所得金額等		
円		円	円	円		
	Е	(D × 5 %)	F10万円とEの少ない方の金額	C-F		
		円	円	円		
C−Fの金額を「4所得から差し引かれる金額」の図に記入してください。						

※特例(セルフメディケーション税制)

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除されます。

セルフメディケーション税制を選択する場合は次の金額となります

【支払った特定一般用医薬品等購入費の額-保険金などで補填される金額-12,000円】

令和6年度

町・県民税申告

兼国民健康保険税等申告

申告期限は3月15日です。

(ただし、国民健康保険税のみ申告される人は、4月15日です)

北方町

町・県民税の申告は、あなたの町・県民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明などの諸証明発行にあたって重要なものですの で、申告書を必ず提出してください。

なお、令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで、北方町役場において「町・県民税の申告相談」を実施しますのでご利用くださ い。(土・日・祝を除く。ただし、2月25日(日)は実施。)

申告にあたっては、個人番号(以下「マイナンバー」という)の記載およびそれに伴う本人確認が必要となります。申告書提出の 際には、マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類(通知カードなど)と本人の身元確認書類(運転免許証など) をお持ちください。

申告をしなければならない人

- 令和6年1月1日現在、北方町に居住し下記に該当する人
- (1) 令和5年中(令和5年1月1日~12月31日)に所得があった人
- (2) 給与所得者で
- ア 勤務先から給与支払報告書が提出されなかった人(日雇、パートなどで働いている人を含む)
- イ 給与所得以外の所得(営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡など)があった人
 - (注) 所得税では通常、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下のときは、確定申告の必要はありませんが、町・県民税につ いては申告しなければなりません
- 雑損控除や医療費控除または寄附金税額控除などの各種控除を受けようとする人
- (3) 公的年金所得者で
- ア 公的年金等にかかる雑所得以外の所得がある人
 - (注) 所得税では通常、公的年金の収入が400万円以下でかつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のとき は、確定申告の必要はありませんが、町・県民税については申告しなければなりません
- イ 医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、その他「公的年金の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受け ようとする人
- (4) 令和5年中所得がない人で、福祉医療費助成を受ける世帯に属する人、国民年金免除の申請を行う人、所得がない旨の証明書の発 行を必要とする人など、他の手続きにおいて必要な人
- 2. 国民健康保険税の申告が必要な人(令和5年中に所得がなかった人も、申告書の該当する箇所に記入の上、提出してください)

申告をしなくてもよい人

- 令和5年分所得税の確定申告書を税務署へ提出する人
- 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書の提出があり、給与所得以外に所得がない人
- 公的年金所得者で、公的年金の収入が400万円以下であり、公的年金所得以外に所得がない人

申告に必要なもの

- マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類及び本人の身元確認書類
- 扶養控除対象者などとして申告する人のマイナンバーがわかるもの 3.
- 給与所得者は源泉徴収票または支払者の証明書、事業所得者などは収支明細のわかるもの
- 所得控除及び税額控除に必要な各種領収書または証明書等 [国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、農業者年金掛金、生 命保険料(一般・個人年金・介護医療)、地震保険料、寄附金などで令和5年中に支払った金額等のわかるもの。医療費控除の明細 書またはセルフメディケーション税制の明細書]

非課税者

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 次のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の人・・・障害者、特別障害者、未成年者、ひとり親または寡婦 2.
- 前年の合計所得金額が次の金額の人・・・28万円×(1+控除対象配偶者+扶養人数)+10万円+16.8万円(控除対象配偶者または 扶養親族を有する人のみ) 以下の人

提出(郵送可)・問い合わせ先

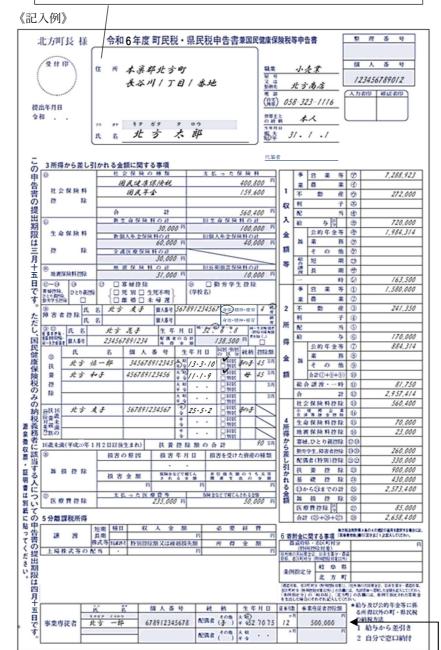
北方町役場税務課 〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 **(28)** (058) 323-1116

3所得から差し引かれる金額に関する事項 4所得から差し引かれる金額

[3] の欄を記入後 [4] の欄を記入してください。(⑤)⑥⑥②は4ページの[所得控除の計算]で計算してください。)

L3 ⁻	」の欄を記入後、「4	」の柞	闌を記え	入してください。	(15/16/26/27)	は4ページの[所征	导控除の計算]で計算	算してく	ださい。)	
		あな	たやあ	なたと生計を一	にする配偶者	音その他の親族が	負担すべき健康保険	食・国民	年金・厚生	
(12)	51. 人 /口 公	年金	介護	保険料などを支	払った場合に	こその支払った額	が控除されます。生	上計を一	にする配付	
(13)	社会保険料控除	者とその他の親族か受け取る公的年金寺から直接差し引かれる介護保険料、後期局齢者医療保								
				あなたの控除に						
(14)		小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく掛金または心身障害者扶養共済の								
(14)	等掛金控除									
(15)	生命保険料控除	あな	たやあ	なたの配偶者そ	の他の親族を	を受取人とする生	命保険料や個人年金	定保険料	· 介護医	
(IJ)	工即休陕村压陈	保険料を支払った場合に控除されます。								
		l .					所有している家屋・			
_							費の支払いを保険の)目的と	した損害	
(16)	地震保険料控队			りなどの保険料または掛金を支払った場合に控除されます。). → /□ □Δ	
			地震保険 地震等により被った損害部分に対して保険金等が支払さ							
		(2) 旧長期損害保険 満期返戻金があり保険期間または共済期間が10年以上の保険 あなたが夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族がある人、前年中の合								
		計所得金額が500万円以下の人かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人にすべて該当する場合に控除されます。								
17)	寡 婦 控							台午	26 万円	
			あなたが夫と死別した後再婚していないまたは夫が生死不明などの人で、前年 中の合計所得金額が 500 万円以下の人かつ事実上婚姻関係と同様の事情にある							
		l .						99		
			: 認められる人がいない人に該当する場合に控除されます。 らなたが現に婚姻していない人、あるいは配偶者が生死不明の人で、前年中の							
		△計i	所得金額が 500 万円以下であり、総所得金額が 48 万円以下の生計を一にす							
(18)	ひとり親控除						められる人がいない		30 万円	
				当する場合に控		7 11.7 2 2 2 11.0				
			らなたが前年中の合計所得金額が 75 万円以下で、うち給与所得など以外の自己					自己		
19)	勤労学生控除	の勤	労によ	らない所得が 10) 万円以下の	勤労学生の場合に	- 控除されます。		26 万円	
			☆在学証明書を添付または提示してください。							
		l .					障害者手帳等の交付			
		及び	障害				に該当する場合に控		<i>、</i> ます。	
		障	害 者			療育手帳 B、精神	申障害者保健福祉手	・帳	26 万円	
20	障害者控除			2・3級程度		E		TE		
_		I .	特別障害者 身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 3							
			同居特別 特別障害者で、あなたやあなたの配偶者、またはあなたと生計を障害者 一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人							
							なたと生計を一にす		者 (他の頁	
							が 48 万円以下の場			
							禺者特別控除を受け			
		す。i	前年の	金中で死亡した	人も含まれる	ます。内縁関係は	含まれません。			
		Г		あなたの合計所得	A 465	900 万円以下	900 万円超		950 万円超	
				めなたの日前が日	並 假	300 YI 11X I	950 万円以下	1,000	000万円以下	
				I			控除額			
		1 1	记偶者			33 万円	22 万円		万円	
		12	控除	老人※70歳以上(\$29.1.		38 万円	26 万円	13	3万円	
	#7 /H +/ +/- !/\		配偶者特別控除	配偶者の合計所 48 万円超 100		33 万円	控 除 額 22 万円	11	1万円	
21)	配 偶 者 控 除 · 配偶者特別控除 ·			100 万円超 105		31 万円	21 万円		1万円	
22	配偶名特別程序・ 同一生計配偶者			105万円超 110		26 万円	18 万円		9万円	
	四 工前癿两名			110 万円超 115		21 万円	14 万円		7 万円	
				115 万円超 120	万円以下	16 万円	11 万円	(6万円	
				120 万円超 125		11 万円	8万円		4万円	
				125 万円超 130		6万円	4万円		2万円	
		L		130 万円超 133	万円以卜	3万円	2万円		1 万円	
		なお、	お、あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超えていて、あなたと生計					生計を	一にする	
		偶者(他の所得者の扶養親族とされる人、事業専従者を除く)(年の途中で死亡した						亡した人	(を含む)	
		(内	日縁関係は含まれない)の所得が 48 万円以下の場合は、控除対象ではありませ 他の算定に必要ですので、扶養している場合は氏名等を記入の上同一生計配偶) ません	が、町・	
		民税						†配偶者	欄にチェ	
		クを入れてください。								
		l .					される人、事業専行			
		l .	8万円以下の場合は次の区分により扶養控除を受けることができます。前年に				前年の流	途中で死亡		
		およ	よび出生した人も含まれます。							
				区分 控除額			額			
			(a)一般の控除対象扶養親族 33 万円							
	 扶 養 控 除			(b)特定扶養親族 45万						
(23)	八及江州		, , ,	人扶養親族	同足之却每					
~			(C)老	八仄食柷灰	同居老親等					
	I .	1	1			ヒロか し つのエ	. ш. — І			

住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日、電話番号などを記入してください。



無職、学生などの人は、申告書裏面の上部該当欄に記入してください。

			礎	k lohe		あなたの前年中の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合は基礎控
					17/	除を受けることができます。
	(24)					あなたの合計所得金額 控除額
	(24)			1 1 1 1 1 1 1	财	2,400 万円以下 43 万円
						2,400 万円超 2,450 万円以下 29 万円
						2,450 万円超 2,500 万円以下 15 万円
Ī	26	加仕	铝	+/c	収全	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(総所得金額等が 48
	20)	杜	1月	江	: 防	лны год)が災害や盗難、横領などにあった場合に控除されます。
					忧闷	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医
			供			療費を支払った場合に控除されます。(最高 200 万円)
	(27)	左		弗世		セルフメディケーション税制を選択する場合は区分欄に「1」を記入してください。(最高 8 万 8 千円)
	(21)		尔	貝 15	こ	入してください。(最高8万8千円)
						☆医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細
						書を作成して添付してください。
	r /	· 由/	-=m:	(H = r	相	_

5 分離課税所得

土地建物等の譲渡所得のある人、株式等の譲渡所得・配当所得について分離課税方式を選択される人は、記入の上収入金額や必要経費などのわかる書類(明細書など)を添付してください。

1収入金額等 2所得金額

所得金額=収入金額-必要経費・特別控除など

		//114 35 10	7	1// / 1//		TIM. & C				
T	1		等	所得や、 原価・和 収入金額	炊食・製造・修理・ 作家などの自由職 租税公課・雇人費・ 頂や必要経費などを	業の事業から生ま 地代家賃・減価値 申告書裏面の「7	げる所得です。必 賞却費などです。 営業所得等計算	要経費は商品の」に記入してく		
(1)	2	農	業	農作物の生産、果樹の栽培または家畜類の飼育などから生ずる所得です。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「8 農業所得計算」に記入してください						
Ġ	3	不 動	産	地代・家賃・賃貸料のような不動産などの貸付から生ずる所得です。必要系費は指案保険料・修繕費・租税公理・減価償却費・供え全利子などです。						
田	4	利	子	公社債績	および預貯金の利子	などの所得です。				
F	5	配	当	すでで配く※住で配く※住廃止な申税のな場所のは場所のは、	社などの法人から受式人から受式人の法人場株式の上場もよい。 をしたのとても額から をしたが得割申告書いる。 はないのではは申告。 にないました。 ななりま必要があり	などの配当は、リ こととなってい。 配当割額が控除。 裏面の「11 配当」 得税において総合い「申告不要制用 6年度(令和5年	県民税として源泉 ますが、申告をし されます。 所得に関する事功 合課税又は申告分 ま」は令和5年度	徴収されますの た場合は所得割 頁」に記入して 離課税を選択し 「(令和4年分)		
Э	6	給	与	給与、賃 ます。》 の内訳」 算表」	賃金、賞与などの所 原泉徴収票のない人 に記入してくださ で求めてください。	得をいい、パー] は、収入の内訳だい。所得金額にご (所得金額調整控	などを申告書裏面 ついては裏面の「 除後の金額)	jの「9給与所得 給与所得金額計		
(7	雜 (公的年金 等)			を、厚生年金、各種 「にかかる所得の計 収入金額® 40万円組 40万円組 50万円以下 50万円超 60万円以下 60万円超 130万円以下 130万円超 140万円以下 770万円超 770万円以下 770万円超 100万円超 100万円超 110万円超 110万円超 110万円以下 110万円超 130万円起 110万円超 130万円超 110万円以下 110万円超 110万円以下 110万円超 110万円以下 110万円超 110万円以下 110万円超 110万円以下 110万円以下 110万円以下 170万円超 170万円以下 1,000万円以下 1,000万円域下 1,000万円域下 1,000万円超	算は次のとおりて		る合計所得金額 2,000 万円超 0 円 ・ 400,000 円 ・ 75% - 75,000 円 ・ 85% - 485,000 円 ・ 1,755,000 円 ・ 900,000 円 ・ 75% - 75,000 円 ・ 900,000 円 ・ 75% - 75,000 円 ・ 85% - 485,000 円		
9	8	雑(業務)	人の原和 続的な。 収入金額	ナークションなどを 高料や印税、講演料 らのの所得です。 頂や必要経費などを 頁」に記入してくだ	など、副業に係る 申告書裏面の「1	る収入のうち営利	を目的とした継		
G	9	雑 (その他)	生命保険の年金など、他のいずれにもあてはまらない所得です。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「13 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。						
(T)	(1)	課税	の	土地建物以外の機械・器具、ゴルフ会員権、金地金などの資産の譲渡による 所得です。特別控除は最高 50 万円です。 短期 取得の日以後 5 年以内の譲渡 長期 取得の日以後 5 年超の譲渡(総所得金額に算入するのは 1/2 の額です) 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金						
②		_	時	額に関する事項」に記入してください。 賞金、懸賞当せん金、払戻金、生命保険契約などの一時金などの所得です。 特別控除は最高 50 万円です。総所得金額に算入するのは 1/2 の額です。 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金 額に関する事項」に記入してください。						

6 寄附金に関する事項

対象となる寄附を行った場合は税額控除を受けることができますので、該当欄に寄附額を記入してください。なお、対象となる寄附金や控除される税額は裏面の「寄附金税額控除」の欄を参照してください。

☆寄附金の受領証など、寄附金税額控除のための書類を添付してください。

あなたと生計を一にする配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に 6ヶ月を超える期間もっぱら従事している人がいる場合に控除されます。 控除額は次のうちいずれか少ないほうの金額 (1)50 万円(配偶者である場合は 86 万円) (2)事業にかかる所得金額÷(専従事業者+1)

※給与所得者で給与及び年金以外の所得がある場合に、給与及び年金以外の所得分に対する町・ 県民税を給与から天引きする(特別徴収)か、自分で納付する(普通徴収)かを選択できますの で、申告書右下の希望する納税方法に○印をつけてください。

同居老親等…老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつあなたやあなたの配偶者との同居を常況としている人

38 万円

同居老親等以外

1 6 歳 未 満 の 平成 20 年 1 月 2 日以後に生まれた扶養親族です。控除対象ではありませんが、町・県民税の

特定扶養親族…19歳以上23歳未満の人(平成13年1月2日以後平成17年1月1日以前に生まれた人)

一般の控除対象扶養親族…16歳以上の人(平成20年1月1日以前に生まれた人)

老人扶養親族…70歳以上の人(昭和29年1月1日以前に生まれた人)

|扶 養 親 族||算定に必要ですので、扶養している場合は必ず記入してください。